

監査公告第 27 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 市民生活部定期監査結果にかかる措置報告

### 監査結果（抜粋）

#### 監査意見

- ・加賀市コミュニティ施策について、次のとおり意見を付す。

政策の柱である「加賀市コミュニティ補助金交付要綱」はその位置づけが曖昧である。趣旨は「地域社会の整備」であり、補助対象者は加賀市都市計画で位置付けられた区域である「まちづくり推進協議会」である。伝統的町内会を尊重しつつ加賀市の地域創りを進めるには、伝統的町内会はそこに含めるべきで、「まちづくり推進協議会」をコミュニティ政策の窓口として一本化すべきである。事は些末なようでそうではない。加賀市の都市計画のコアとなるコミュニティ政策が問われる部分である。沿革上の配慮もしながら意識的に運用して、都市政策を実行してほしい。

#### 対 応

コミュニティ政策の窓口一本化については、昭和 58 年度にまちづくり推進協議会組織が発足して以来、35 年以上が経過しているため、ご指摘のようなご意見もございます。

これまでの経緯は、顔の見える距離感で相互協力等を行う町内会へ行政事務を委託したことに始まり、後に、地域の活性化を目的に地区毎に財政的援助を行い、自主的な地域活動を進めてきました。

その過程で、地域世帯の就業形態の違いや各町間の地理的文化的違いなどから、参加する市民側でも自ずと役割分担が形成されていった様子もあります。

専ら単年度持ち回りの町内会活動への参画と地域住民の行動力が求められる地域活動への参画では異なる人的構成が求められたとも考えられます。

また、一方では、まちづくり推進協議会長の 4 割強が地区区長会長を兼務しているなど、地域の実情に合わせた融合も図られている状況でもあります。

今回、ご指摘の件については、将来的な社会状況の変化を踏まえて、より良いコミュニティ施策を目指す観点から研究していきたいと考えております。

## 監査意見

- ・行政サービスセンターの開設計画について、次のとおり意見を付す。

加賀温泉駅前に行政サービスセンターを開設する検討案については、従来の窓口業務の実施に留まらず、マイナンバーカードの申請・交付を始めとし、駅前商業施設内という利便性の高い立地を生かせるような新たな窓口サービスを意識して取り組んでいただきたい。

コンビニ交付の拡充や電子申請の推進に寄与しつつ、加賀市の都市計画においても重要な位置を占める地域であるから、スマートシティ構想とも連携し市民にとって有用な場所となるよう、取り組まれることを期待している。

## 措 置

交通の利便性に優れ、市民の方々がアクセスしやすい加賀温泉駅に隣接する大型商業施設・アビオシティ加賀内に、加賀市行政サービスセンターを設置します。行政サービスセンターでは、働き方が多様化した近年、平日の開庁時間内に市役所にお越しになれない方々のため、土日・祝日、夜間も受付を行うことで、市民に対する行政サービスの向上につなげていきます。

また、マイナンバーカードによるコンビニ交付の拡充を図るほか、スマートシティ構想とも連携し「来させない」「待たせない」「書かせない」をコンセプトとした電子申請等の行政手続のオンライン化、新型コロナウイルスに対応した窓口サービスの提供を推進する。